

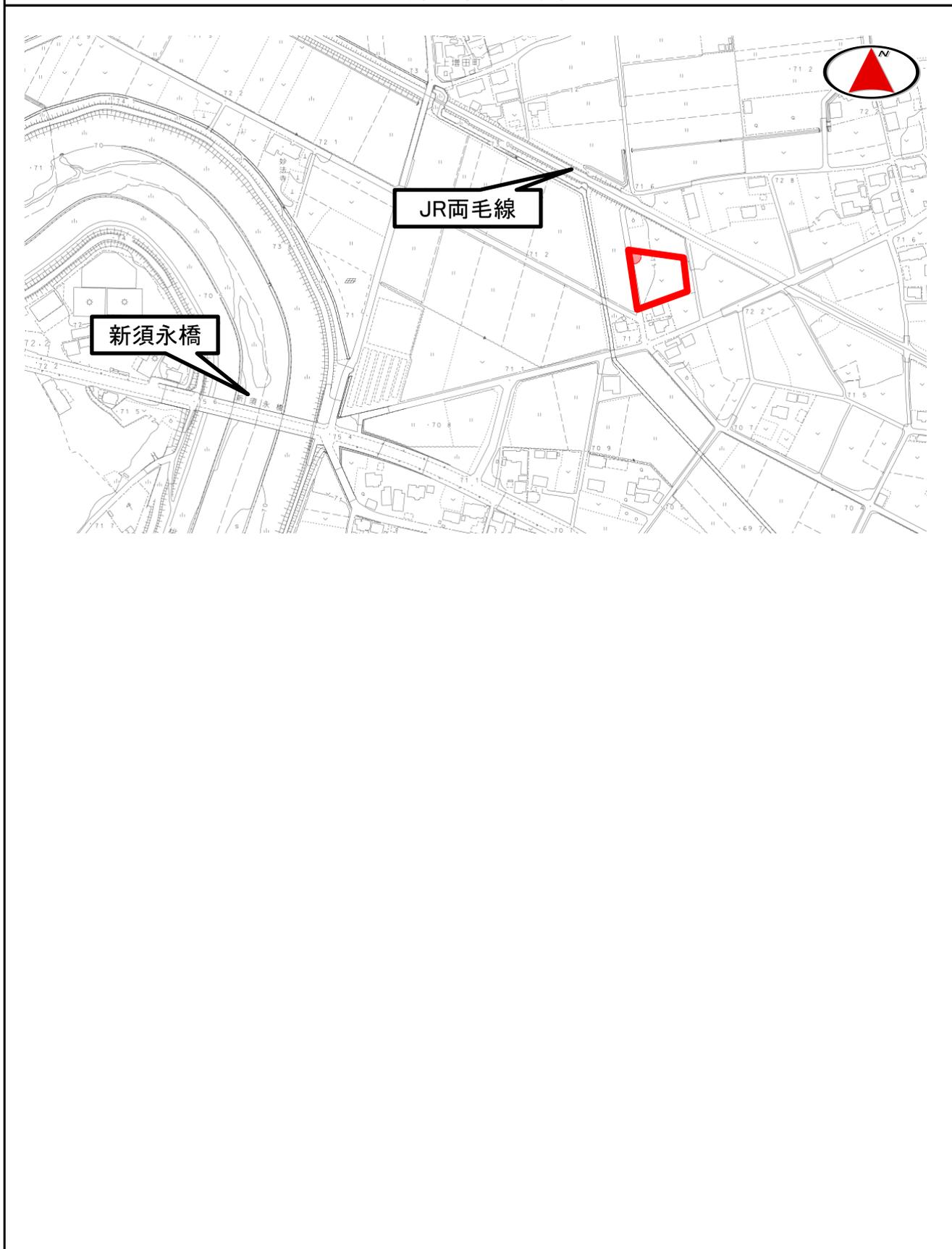
物件明細書

売却区分番号	前橋市一3	見積価額	金1,590,000円
		公売保証金	金160,000円
財産の表示 (土地) 1 所 在 : 前橋市下増田町 地 番 : 1060番 地 目 : 畑 地 積 : 2,021㎡			
(以上登記簿による表示)			
物件の位置	JR両毛線 駒形駅の南東方 約1.4km(直線距離)		
主な公法上の規制	都市計画区域	市街化調整区域	
	用途地域	—	
	特定用途制限地域	—	
	建ぺい率(指定)	70%	
	容積率(指定)	200%	
接道状況	西側 幅員約5.0mの未舗装市道 東側 幅員約3.0mの未舗装市道		
物件の概況	地勢	ほぼ平坦	
	画地条件	間口 約28~53m 奥行 約49~52m	
	形状	台形地	
	供給施設	水道:無し 公共下水道:無し	
使用状況等	借受者が占有し、耕作している可能性があります。		
特記事項	1 農振法上、農用地区域内(青地)です。 2 土地見取図は参考です。現況と相違する場合は、現況優先とします。 3 公売財産は、前橋市農業委員会が発行する 農地法3条による買受適格証明書 が必要です。前橋市農業委員会への買受適格証明書の申請期限は、 令和7年10月15日(水) です。 4 所有権移転にあたっては農地法で規定する許可が必要です。 5 令和7年5月22日現在、当市差押え後の使用収益を目的とする権利に関する農業委員会の許可があります。 6 広瀬桃木両用水土地改良区の受益地区です。農地取得後、賦課金が賦課されます。なお、未納賦課金がある場合、買受人に承継されます。賦課金等の情報に関しては、広瀬桃木両用水土地改良区(027-231-2090)へお問い合わせください。 7 未調査地であるため埋蔵文化財包蔵地に該当していませんが、開発を行う場合、内容によっては、文化財保護課から調査のご協力をお願いする可能性があります。詳細は前橋市文化財保護課(027-280-6511)にお問合せください。 8 南西側に電柱が設置されています。		
注意事項	1 前橋市は、不動産登記簿上の権利移転のみを行います。 2 前橋市は、公売財産の引渡し義務を負いません。物件内の動産類の撤去、占有者の立ち退き等についても、すべて買受人自身で行ってください。 3 境界確定は、買受人と隣接地所有者との間で行ってください。 4 公売財産は、現状引き渡しとなります。市は公売財産の種類又は品質に関する不適合についての担保責任等を負いません。 5 公売財産の面積等は、公簿上によるものです。 6 権利移転及び危険負担の移転の時期は、買受代金の納付及び農業委員会等の許可があった時とします。なお、所有権取得後の財産の毀損・焼失等による損害は買受人の負担となりますが、他の法令等により制限のある場合は、これに従います。 7 土壌汚染や残存物などに関する専門的な調査は行っていません。 8 公売財産について、関係公簿等を閲覧するほか、法令などの規制に関する関係各部署に確認及び現地を確認するなど、十分調査を行ったうえで入札してください。 9 権利移転に要する費用は買受人負担とします。買受代金納付後速やかに前橋市へ所有権移転の請求をするとともに、権利移転に伴う費用(登録免許税など)を負担してください。 10 前橋市暴力団排除条例第2条に規定する暴力団、暴力団員等は、公売へ参加することができません。 11 公売不動産の入札等をしようとする者は、暴力団員等に該当しないことを陳述しなければ入札等を行うことができません。		
その他事項	本物件は、消費税法上の非課税財産です。		
問い合わせ先	前橋市役所 収納課 収納第四係 電話 027-898-6230(直通)		

公売財産周辺地の概要図

売却区分 番号	前橋市 -3
------------	-----------

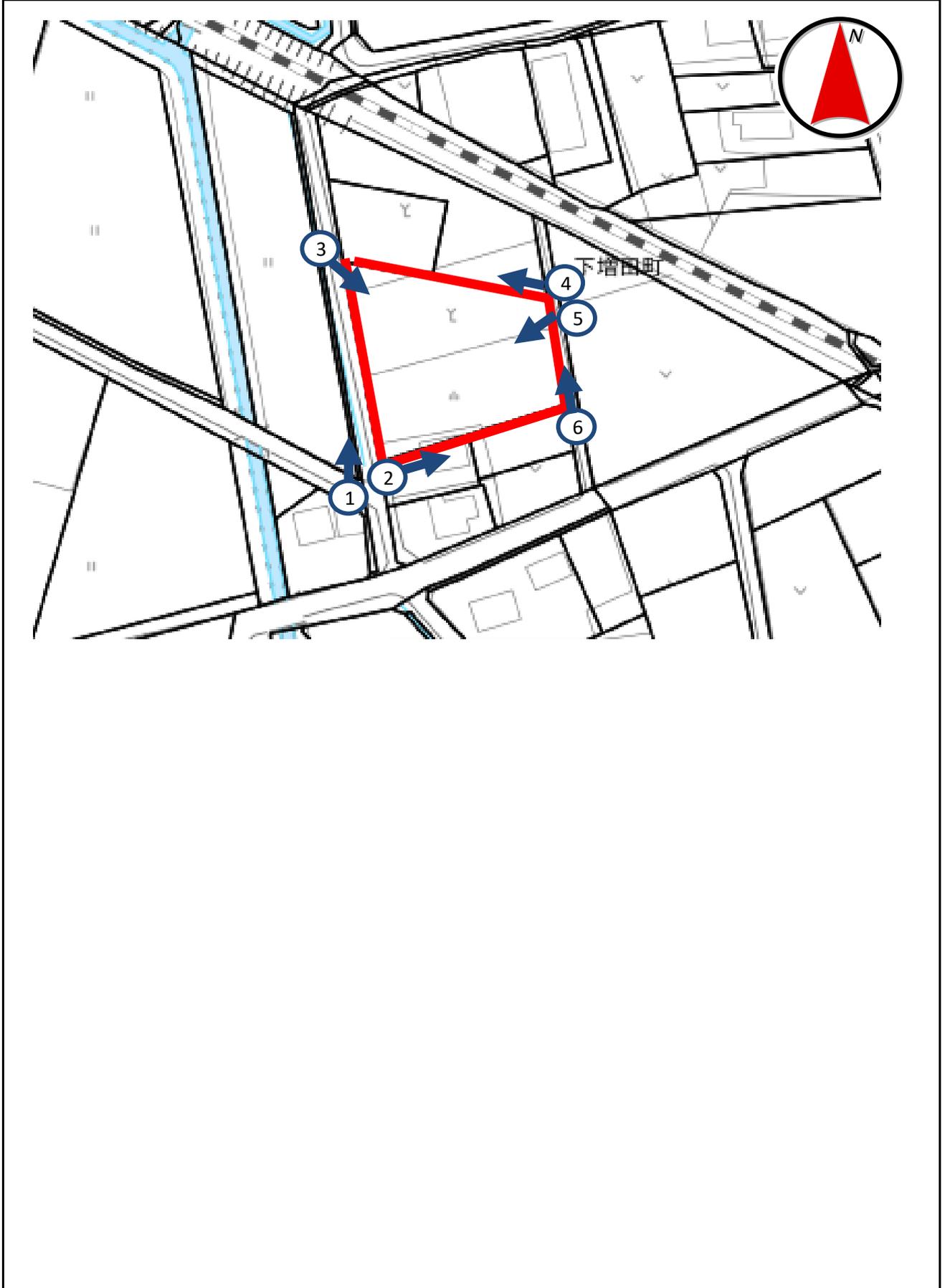
公売財産周辺地の概要図



土地の見取図

売却区分 番号	前橋市 -3
------------	-----------

土地の見取図



※写真上の枠線はおよその目安です。実際の境界を示すものではありません。



写真番号①



写真番号②



写真番号③



写真番号④



写真番号⑤



写真番号⑥